

青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛企業 募集要項

1 趣旨

この要項は、高血圧症の未治療者をなくし、循環器病の発症予防等につなげることを目的に実施する「治療・受療リテラシー向上事業」に係るキャンペーン※の協賛企業の募集、協賛品及び特典(以下「協賛品等」という。)の取扱等について、必要な事項を定めるものである。

※ 健康診断等で高血圧症疑いの所見があった青森県民が受診し、降圧剤を処方された場合に(初回に限る。)、応募すれば抽選で賞品が当たる「高血圧症の未治療者ゼロへのチャレンジ」キャンペーンと、青森県民がどなたでも、一定回数血圧を測定して、応募すれば、抽選で賞品が当たる「血圧未測定ゼロへのチャレンジ」キャンペーンの2つを実施する。

キャンペーン期間:令和7年6月2日(月)～令和8年2月28日(土)

2 協賛企業の応募資格と認定

(1)応募資格

事業の趣旨に賛同し、別途定める期日までに協賛品等を提供する企業、店舗等とする。

ただし、次の各号に定める業種または企業については、協賛企業として認定しない。また、当該事業には、降圧剤を処方された場合に応募資格を得るキャンペーンが含まれており、COI(Conflict of interest:利益相反)に該当する可能性があるため、製薬会社は応募できないものとする。

- ① 地方税、消費税又は地方消費税の滞納がある
- ② 労働関係法令に違反している
- ③ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定されている及びこれらに類似するギャンブル(公営または宝くじに係るものを除く)にかかる業種である
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設を運営している
- ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等を行っている
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の途中である
- ⑧ 各種法令に違反している
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、健康医療福祉部長が不相当と認めるもの

(2)その他の認定条件

- ・ 協賛企業は、別途県が指定する期日までに、指定する事業者あてに協賛品を送付するものとする。
- ・ 県は、協賛品等の提供における事故等についての責任を負わない。

(3)認定期間

認定通知日～令和8年3月31日

3 協賛品等の基準

協賛企業による協賛品等の内容は、健康づくりに資するもの、健康に配慮したもの又は地場産品(ただし、保管の都合により生鮮食品は除く。)とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性があるもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、健康医療福祉部長が不相当と認めるもの

4 協賛企業の登録申込

(1) 応募方法

応募する企業・店舗等は、下記の申込 URL から、①の期限までに申し込むこと。

① 応募期限

<第一次> 令和7年3月26日(水)

<第二次> 令和7年4月30日(水)

※ 第一次期限までに申込みがあった協賛企業は、キャンペーンチラシ・キャンペーンサイト、当該事業に係る県 HP に名称等を掲載する。

第一次期限以後、第二次期限までに申込みがあった協賛企業は、キャンペーンサイト、当該事業に係る県 HP に名称等を掲載する。

② 申込 URL

<https://forms.gle/t5KrHcCjFDWcbEKt5>



※ 申請にあたっては、協賛品等を写した写真データ(サービスを提供する場合は、提供内容を書面にしたもの)等の概要がわかるものを添付すること。

※ 上記 URL からの申込みが困難な場合は、7(1)に記載の連絡先に様式1を提出すること。

(2) 登録

県は、応募のあった企業・店舗等の応募内容等を確認し、本要項2及び3に定める事項を満たしていると認められる場合は、協賛企業として登録し、様式2により通知する。また、不認定の場合には、様式3により応募者に通知する。

(3) 周知等

県は、協賛企業の名称と協賛品等について、キャンペーンチラシやキャンペーンサイト、当該事業に係る県 HP に掲載し紹介する(ただし、キャンペーンチラシへの掲載は、4(1)①の第一次応募期限までに応募があった企業等に限る)。

また、協賛企業は、2(3)の認定期間中、「青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛企業」の名称を広告等に使用することができる。

5 登録内容の変更

協賛企業は、登録内容を変更するときは、7(1)に記載の連絡先あてに、変更内容を記載したメールを送信すること。

6 協賛企業の登録の解除及び取り消し

(1) 任意の解除

協賛企業が、登録の解除を希望する場合は、速やかに7(1)の連絡先あてに登録解除を申し出なければならない。

(2) 登録の取消

県は、協賛企業又は協賛品等が、本要項2及び3に適合しなくなると認める場合は、登録を解除することがある。

7 その他

(1) 登録内容の変更、登録解除希望等の場合の連絡先は以下のとおり。

aomori_hp@pref.aomori.lg.jp

(がん・生活習慣病対策課 健やか力推進グループ業務ユーザ)

(2) この協賛企業の募集は、令和7年度当初予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて協賛企業の認定をしまうものとなる。成立しなかった場合には、この手続の変更(中止を含む。)を行うことがある。なお、この場合、応募企業の損害は補償しない。

(3) 「高血圧症の未治療者ゼロへのチャレンジ」キャンペーンと、「血圧未測定ゼロへのチャレンジ」キャンペーンのいずれの協賛品とするかは、県が決定するものとする。

(4) この要項の施行に関し必要な事項は、県と協賛企業が協議の上、決定することとする。

附則

この要項は、令和7年2月19日から施行する。

様式1(第4(1)関係)

青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛申込書

令和 年 月 日

青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課長 殿

(申込者)

住所 〒

企業(店舗)名

代表者職氏名

標記事業への協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

協賛品の品名	
提供可能な数量	
担当者所属・住所 (申込者と異なる場合)	〒
担当者職氏名	
電話番号	
E-mail	

※協賛品の概要がわかる資料(写真データ、チラシ、掲載 URL など)を添付してください。

様式2(第4(2)関係)

青が生第 号
令和 年 月 日

殿

青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課長
(公印省略)

青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛企業 登録通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記事業について、貴社(貴店)を協賛企業として登録しましたので、お知らせします。

なお、協賛にあたっては、下記に御留意願います。

記

1 認定期間

令和 年 月 日から令和8年3月31日まで

2 協賛の周知について

- ・ 県は、協賛企業の名称と協賛品等について、キャンペーンチラシやキャンペーンサイト、当該事業に係る県HPに掲載し紹介します。
- ・ 貴社(貴店)は、上記認定期間中、「青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛企業」の名称を広告等に使用することができます。

3 協賛品の御提供について

別途連絡する日時までに、県が指定する場所(青森県内)に送付願います。

様式3(第4(2)関係)

青が生第 号
令和 年 月 日

殿

青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課長
(公印省略)

青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛企業 不認定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記事業への協賛については、下記により不認定となりましたので、お知らせします。

記

不認定の理由

「青森県治療・受療リテラシー向上事業協賛企業 募集要項」第2(1) (又は第3)
に該当するため